

◆ 出産・子育て応援金ってご存知ですか？

出産育児一時金はご存知の方は多いのではないのでしょうか。支給額が令和5年4月より増額され、42万円→50万円になりましたね。

今回は横浜市在住の方を対象とした、「出産・子育て応援金」という支給があることをご紹介いたします。

【支給額】

- ・ 出産応援金：妊婦1人につき5万円
- ・ 子育て応援金：新生児1人につき5万円

【申請期限】

- ・ 出産応援金：出産する日まで
- ・ 子育て応援金：「こんにちば赤ちゃん訪問」から3ヶ月

【申請方法】

- ・ 出産応援金：お住まいの区役所こども家庭支援課で妊娠の届出をしていただき、その場で申請方法について案内があります。
- ・ 子育て応援金：「こんにちば赤ちゃん訪問」の際に申請方法について案内があります。

※「こんにちば赤ちゃん訪問」の面談を受けた養育者が申請することができます。

申請には母子手帳番号が必要になります。横浜市に転入された場合、お住いの区のこども家庭支援課の窓口で、横浜市の母子手帳番号を取得してください。

原則として、電子申請による受付になります。

申請内容の審査終了後、審査結果の通知が郵送され、通知送付後、順次指定の口座へ応援金が振り込まれる流れとなります。申請から振込までは書類に不備がない場合、約2〜3ヶ月かかります。

【よくあるQ&A】※横浜市のHPから抜粋

- ・ 対象者を教えてほしい↓令和5年2月1日以降に妊娠届出をされた妊婦
- ・ 振込名称はどうなっているのか？↓出産応援金については、「ヨコハマシユツサンオウセン」または「シユツサン」。子育て応援金については、「ヨコハマシユツダテオウエン」または「コソダテ」という名称で振り込んでいます。

- ・ 申請者と異なる名義の口座に振り込むことはできますか？↓可能ですが、委任状が必要となります。紙での申請となりますので、出産・子育て応援金コールセンターにご連絡ください。(0120-616-626)

・ 振込通知は送られてきますか？↓交付決定通知書を送付しています。交付決定通知書に振込日を記載していますので、ご確認ください。

・ 生活保護を受給している場合でも受給できますか？↓生活保護を受給している場合でも支給対象となります。また、この給付金が実際に支給された場合は収入認定されない取扱いとなります。



↑横浜市の出産・子育て応援事業のページにアクセスできます。詳細はこちらをご覧ください。

◆ 今月の赤ちゃん



大あくびの瞬間を
激写！この世に産まれて24時間経過していませんが、堂々としていますね（笑）
この時のママは帝王切開をしたあとで、まだベッド上安静でした。

た。この子はママにとって3人目の赤ちゃんで、上の子2人は経膣分娩でした。今回はこの子が骨盤位、つまり逆子だったのでママにとっては初めての帝王切開となりました。妊娠30週のときの妊婦健診では下側に頭があつたのに、次の健診からはずっと逆子のままで手術当日となりました。大きくなったら逆子になった理由を教えてくださいませんか。